

議案第 17 号

小松島市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について

小松島市国民健康保険財政調整基金条例（平成 5 年小松島市条例第 21 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 30 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱田 保徳

## 小松島市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

小松島市国民健康保険財政調整基金条例（平成5年小松島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保険の給付に要する費用に不足を生じた」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「基金の全部又は一部」を「これ」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 国民健康保険の保険給付費等の財源に充てるとき。
- (2) 財政安定化基金拠出金又は財政安定化基金償還金の不足額に充てるとき。
- (3) その他市長が国民健康保険事業の財政運営上特に必要と認めるとき。

### 附 則

この条例は、平成30年6月1日から施行する。